

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 302,350円

2 賠償の相手方

所在地 \*\*\*\*\*

名称 \*\*\*\*\*

代表者の職及び氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和5年9月12日午後2時頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市亀久保1609番地付近

(3) 事故の内容 相手方車両が走行中に市道の路面の陥没した箇所にタイヤが落下した。

(4) 被害の程度 相手方車両の左前側のタイヤの破裂

令和5年12月19日

ふじみ野市長 高 畑 博